

パートナーシップ構築宣言

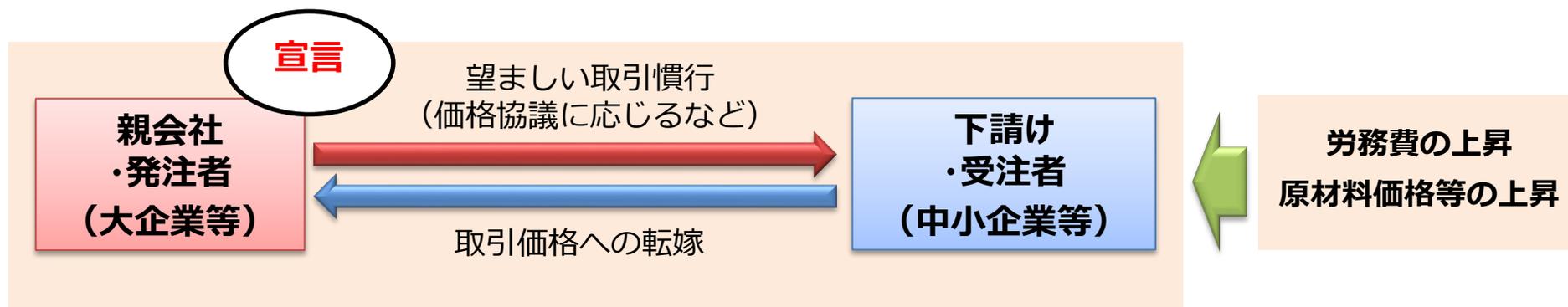
2021年3月

中小企業庁

「パートナーシップ構築宣言」概要

- 取引先との新たなパートナーシップ構築 を宣言し、
 - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング等）
 - (2) 「振興基準」の遵守、特に、取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）に重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。
- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表。

宣言イメージ



パートナーシップ構築宣言企業数と宣言企業に対する支援

- 3月11日時点で、991社が宣言を公表。
- パートナーシップ構築に取り組む企業の見える化の一環として、宣言企業が使用できるロゴマークを作成。
- また、宣言企業に対し、経済産業省が実施する補助事業について加点措置を講じている。

業種	宣言企業数
製造業（全ての大手自動車メーカーが宣言）	336
建設業	114
小売業	70
情報通信業	66
運輸業	42
その他	363

ロゴマーク



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、
共存共栄していく

加点措置対象

■ものづくり補助金（ビジネスモデル構築型）

30社以上の中小企業に対して、新たなビジネスモデル構築（バックオフィス業務のDX化、ロボットや3Dプリンタ等を用いたビジネスモデル転換など）を支援する企業（大企業を含む）を支援。

■省エネ補助金

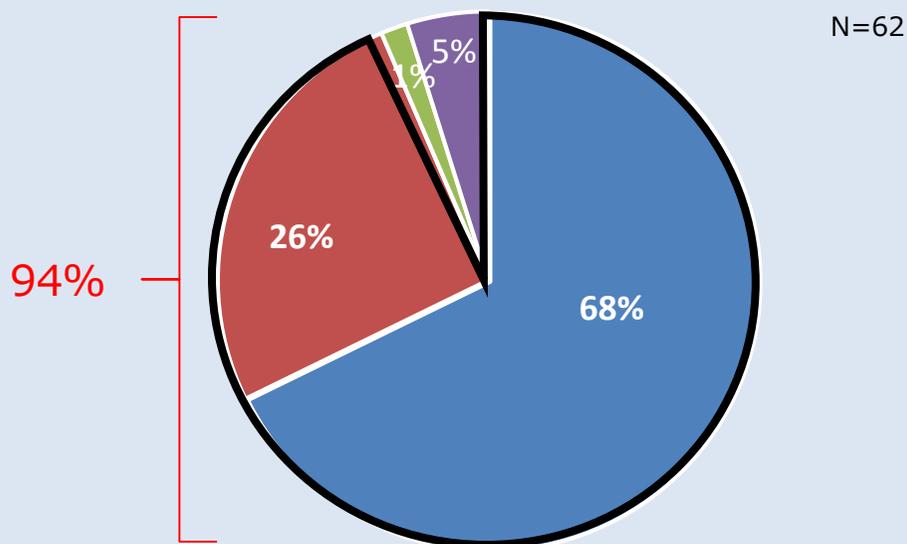
省エネルギー設備に入れ替える企業（大企業を含む）を支援。

宣言の効果

- 中小企業庁が実施した「取引条件改善状況調査」にて、「パートナーシップ構築宣言」の効果についてアンケートを実施。
- 発注側の約94%が「宣言」を意識して仕入先と取引条件の協議をしている。
- 受注側の半数以上が「宣言」の効果を実感している。

発注側

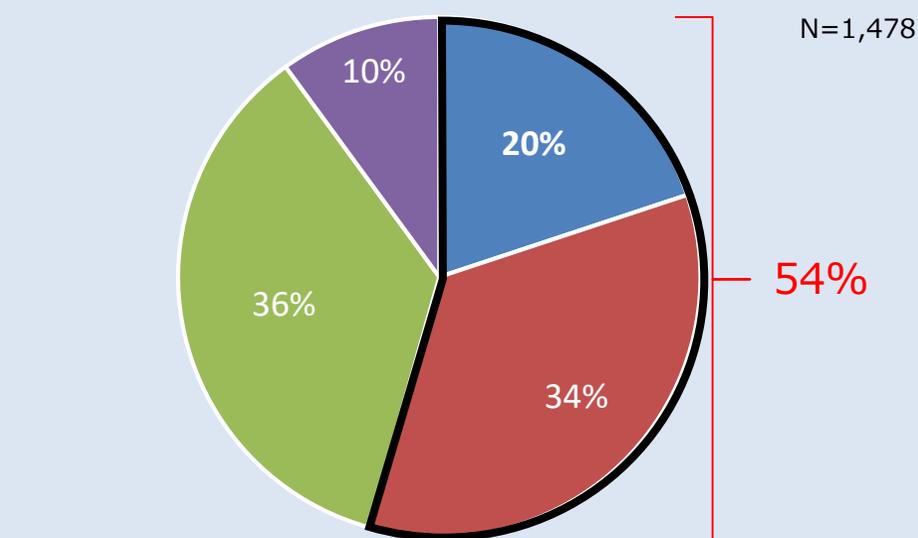
仕入先との取引条件の協議において、本宣言をどの程度意識しているか。（「宣言企業」向け）



■ おおいに意識している ■ やや意識している
■ ほとんど意識していない ■ わからない

受注側

「宣言企業」は、適正な取引となるよう努力する姿勢が強いと感じるか。（取引先に「宣言企業」がいる企業）



■ おおいに感じる ■ やや感じる
■ ほとんど差を感じられない ■ わからない

宣言のひな形改正について

- グリーン成長戦略の策定や知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形の提示、約束手形をはじめとする支払手段の更なる適正化の議論の進捗を踏まえ、パートナーシップ構築宣言のひな形を改正する。

グリーン成長戦略の策定

菅政権は2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、経済産業省では、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定。



1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

脱炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱炭素化、グリーン調達等を通じた**グリーン化の取組**を記載。

知財ガイドライン・契約のひな形の作成

「知的財産取引検討会」において、中小企業の知的財産等の保護のあり方を議論。知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形を作成（2021年3月中）。



2. 「振興基準」の遵守

- ・**知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行う**ことを記載。
- ・下請代金の支払サイトを60日以内とするよう努めるよう修正。

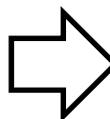
支払サイトの更なる短縮・約束手形の利用の廃止

「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」において、約束手形の利用の廃止に向けた行動計画の策定方針を決定。



3. その他（任意記載）

約束手形の利用廃止に向けた現金払いや電子記録債権への移行の取組を記載。



(参考) 実行計画 (2020年12月1日 成長戦略会議)

3. 大企業と中小企業との取引の適正化

(1) 約束手形の利用の廃止に向けた行動計画の策定等

現金支払いでは平均50日程度であるのに対し、約束手形では100日程度を要しており、受注者側の資金繰りの負担となっている。このため、産業界及び金融界による「約束手形の利用の廃止に向けた行動計画」の策定を検討し、取組を促進する。また、中小企業の資金繰りを支援するため、不動産担保に加え、設備や知的財産権等の事業用資産を一体として担保にした資金調達ができる制度を検討する。

(2) 下請ガイドライン等の業種の拡大

下請取引適正化のための業種別ガイドラインについて、現在策定されている18業種から拡大する。また、業種別の自主行動計画についても、現在策定されている16業種から拡大する。

(3) 下請代金法、独占禁止法による優越的地位の濫用等の執行強化

独占禁止法及び下請代金法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁についても、下請検査官や下請取引GMの体制強化により、中小企業の取引の実態に関する情報収集を強化することを検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を公取委の法執行につなげる体制を強化する。

(4) 大企業と中小企業の連携促進(「パートナーシップ構築宣言」企業の拡大)

大企業と中小企業の連携による生産性向上に取り組むことや、望ましい取引慣行の遵守を経営責任者(社長など)の名前で宣言する「パートナーシップ構築宣言」について、現在、600社程度が実施中である。労使代表や業所管省庁から、業界団体を通じて又は直接会社に対し、「宣言」の作成・公表に向けた周知や働きかけを実施し、1,000社の宣言を目指す。